

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部
契約課】 2
- 特定調達契約の落札者の決定【環境局循環社会推進部施設課】 12

◇ 人事委員会

- 令和2年度北九州市職員（初級等）採用試験の実施【行政委員会事務局
任用課】 13
- 令和2年度障害者を対象とする北九州市職員採用選考の実施【行政委
員会事務局任用課】 24

◇ 農業委員会

- 北九州市農業委員会規則【農業委員会事務局】 33

北九州市公告第523号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（9月分） 14キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和2年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 33キロリットル 令和2年8月頃

イ 29キロリットル 令和2年9月頃

ウ 44キロリットル 令和2年10月頃

エ 15キロリットル 令和2年11月頃

オ 38キロリットル 令和2年12月頃

カ 52キロリットル 令和3年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和2年2月7日

(7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年8月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年8月24日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法に

より交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年8月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年8月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年8月12日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年8月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年8月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 14KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., August 24, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., August 21, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第524号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・9月分） 3万1,500リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和2年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 3万2,300リットル 令和2年8月頃

イ 3万4,700リットル 令和2年9月頃

ウ 3万4,000リットル 令和2年10月頃

エ 3万400リットル 令和2年11月頃

オ 3万1,000リットル 令和2年12月頃

カ 2万9,700リットル 令和3年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和2年2月7日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）

の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年8月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年8月24日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年8月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年8月4日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年8月12日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年8月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年8月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 31,500L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , August 24, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , August 21, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 5 2 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称
新日明工場整備運営事業
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市環境局循環社会推進部施設課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 5 月 2 2 日
- 4 落札者の名称及び住所
日鉄エンジニアリンググループ
代表企業 日鉄エンジニアリング株式会社
北九州市戸畑区大字中原 4 6 番地 5 9
- 5 落札金額
4 6 8 億 5 , 0 0 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和元年 1 1 月 2 0 日
- 8 落札方式
総合評価落札方式による。

北九州市人事委員会公告第4号

令和2年度北九州市職員（初級等）採用試験を実施するため、職員採用試験規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第4号）第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月22日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

令和2年度 北九州市職員（初級等）採用試験案内

令和2年7月22日
北九州市人事委員会

《申込受付期間》

8月3日(月)8時30分～8月21日(金)15時(受信有効)

※原則電子申請での受付 となります。

《第1次試験日》

9月27日(日)

※「8 受験手続」をよく読んで申し込んでください。

※新型コロナウイルス感染症等をめぐる状況により、試験日程が変更になる可能性があります。

今年度試験の変更点

○消防士の身体検査を個別受検に変更します。〔消防士（航海・機関含む）〕

10月11日（日）実施予定の第2次筆記試験日とは別に、「身体検査」のみ、指定の期間内に個別で受検していただきます。詳しくは「3 試験内容、試験日程等」をご確認ください。

求める人材像

『熱く燃える志』 『勇気と挑戦精神』

『豊かなコミュニケーション』 『未来を描き、実現する力』

を持ち、自己の能力を伸ばし、成長を重ねていく人

また、民間企業等経験者向けの学校事務職員Ⅱ区分では、これらの要素に加え、「職業人に必要な能力や経験を備え、即戦力として活躍できる人」「新たな組織風土の中で、これまで培った専門的能力や知見を発揮、実践し、市政に貢献できる人」を求めます。

※ホームページに「求める人材像 解説シリーズ」を掲載していますので、そちらもご覧ください。

1 受験資格、試験区分、採用予定数及び職務概要

次の（１）、（２）の全ての要件と次頁の受験資格を満たす人が受験できます。

- (1) 次のいずれかに該当する人（消防士（航海・機関を含む）は「ア」に該当する人のみ）
- ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者（令和3年3月までに資格取得見込みの人を含む。）
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者（令和3年3月までに資格取得見込みの人を含む。）
- (2) 次のいずれにも該当しない人
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

試験区分		採用 予定数	受験資格	職務概要	
初	一般事務員	8名	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	市全般に係る事業の企画、予算、広報、国際交流などに関する業務 区役所等での税、保険、年金、福祉、地域づくりなどに関する業務	
	一般技術員	土木		8名	道路、公園、河川、上下水道・港湾・農政等の公共事業に関する企画立案、調査研究、設計積算、工事監督、維持修繕などに関する業務
		建築		2名	公共建築物に関する企画立案、調査研究、建築物に関する指導審査や都市景観、都市開発などに関する業務
		電気		3名	公共建築物、ごみ焼却工場、浄水所や下水処理施設の計画、設計、維持管理、整備などに関する業務
		機械		2名	
級	消防士	7名	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ＜身体的条件＞ ①視力が矯正視力を含み両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上ある人 ②色覚、聴力その他職務遂行に支障のない身体的状態である人 ※詳細は「3 試験内容、試験日程等」を参照してください。	火災時の消火活動、負傷者や病人の救急・救助、建築物・危険物施設に対する指導規制、火災予防などに関する業務	
	消防士（航海）	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた人で、航海については5級海技士（航海）、機関については5級海技士（機関）以上の免許を有する人又は令和3年6月までに免許取得見込みの人 ＜身体的条件＞ ①視力が矯正視力を含み両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上ある人 ②色覚、聴力その他職務遂行に支障のない身体的状態である人 ※詳細は「3 試験内容、試験日程等」を参照してください。	火災時の消火活動、負傷者や病人の救急・救助、建築物・危険物施設に対する指導規制、火災予防などに関する業務 ただし、必要に応じて消防艇に乗務します。	
	消防士（機関）				
	保育士	15名	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保育士登録を受けている人又は令和3年3月までに登録見込みの人	保育所における保育業務 窓口相談、保育所指導などに関する業務	
	作業療法士	1名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士免許を有する人又は令和3年3月までに実施される国家試験により免許取得見込みの人	地域リハビリテーションに関する業務 窓口相談などに関する業務	
	学校事務職員Ⅰ	若干名	平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人	市立の小・中・特別支援学校等の事務などに関する業務	
	学校事務職員Ⅱ	若干名	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等で正規職員等として継続して1年以上就業した期間が、令和2年4月1日現在、通算5年以上ある人 ※1		

※1 職歴要件は、「10 職歴記入方法」の中の〔職歴要件の詳細〕で確認してください。

- ・ 採用予定数は変更になることがあります。
- ・ 職務概要は代表的な例であり、異なる職務に従事する場合があります。
- ・ 試験区分は年度毎に異なります。（退職者数の状況等により募集しない場合があります。）

※受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。また、申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

2 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員については、日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、北九州市では、日本国籍を有しない人は次の（１）に該当する職務及び（２）に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は（３）のとおりです。

（１）公権力の行使に該当する職務について（係単位で定めます）

- ・ 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる職務
- ・ 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる職務
- ・ 市民に対し強制力をもって執行する職務

＜代表的な職務の具体例＞

- ・ 営業の停止命令、生活保護の決定、建築行為の許可、開発行為の規制等
- ・ 租税の賦課、国民健康保険料の賦課等
- ・ 租税の滞納整理、土地取得に伴う代執行、立入検査等

（２）公の意思の形成への参画に該当する職について

北九州市副市長以下専決規程等に定める専決権を有する課長級以上の職及び市の基本施策の決定に携わる財政、人事、企画部門の係長級以上の職が該当します。

（３）昇任について

「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任することができます。

3 試験内容、試験日程等

（１）試験の方法・配点・内容

試験区分		第1次試験	第2次試験	
初級	一般事務員	■教養試験（高校卒業程度）【100点】 公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然等の知識）及び一般的知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）について択一式による筆記試験を行います。50問出題し、全問必須解答です。 ＜2時間30分＞	■作文【50点】 課題を与えます。 ＜1時間＞ ■適性検査 職務に対する適応性について簡単な検査を行います。 ■口述試験【200点】 ※消防士（航海・機関を含む）は【400点】 個別面接を行います。	—
	一般技術員（土木）（建築）（電気）（機械）	■教養試験（高校卒業程度）【40点】 上記一般事務員の区分と同様。 ■専門試験（高校卒業程度）【60点】 専門的知識、能力について択一式による筆記試験を行います。問題は5頁の「別表 専門試験の出題分野」から出題します。40問出題し、全問必須解答です。 ＜2時間＞		—
	消防士 消防士（航海）（機関）	■教養試験（高校卒業程度）【200点】 上記一般事務員の区分と同様。 ■体力検査【可否のみ】 握力、上体起こし ■体力テスト【400点】 けんすい(女性は斜めけんすい)、立ち幅とび、時間往復走	■身体検査 職務遂行に必要な健康度について医学的検査を行います。※1 ■体力検査【可否のみ】 肺活量	

試験区分	第1次試験	第2次試験	
保育士	<p>■教養試験（短大卒業程度）【40点】 公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然等の知識）及び一般的知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）について択一式による筆記試験を行います。50問出題し、全問必須解答です。 <2時間30分></p> <p>■専門試験（短大卒業程度）【60点】 専門的知識、能力について択一式による筆記試験を行います。問題は次頁の「別表 専門試験の出題分野」から出題します。40問出題し、全問必須解答です。 <2時間></p>	<p>■作文【50点】 課題を与えます。 <1時間></p> <p>■適性検査 職務に対する適応性について簡単な検査を行います。</p> <p>■口述試験【200点】 個別面接を行います。</p>	<p>■体力検査 【保育士のみ】 握力、背筋力の検査で可否のみ判定</p>
作業療法士	<p>■教養試験（短大卒業程度）【40点】 上記保育士の区分と同様。</p> <p>■専門試験（短大卒業程度）【60点】 専門的知識、能力について記述式による筆記試験を行います。問題は次頁の「別表 専門試験の出題分野」から出題します。6問出題し、全問必須回答です。 <2時間></p>		—
学校事務職員Ⅰ	<p>■教養試験（短大卒業程度）【100点】 上記保育士の区分と同様。</p>		—
学校事務職員Ⅱ	<p>■論述試験【50点】 課題を与えます。 <1時間></p> <p>■口述試験【50点】 集団面接を行います。</p>		—

※1 消防士の身体検査について

職務遂行に必要な身体的条件及び健康度を見る検査を、各自で人事委員会が指定する医療機関で受検していただきます。なお、受検に必要な費用は人事委員会が負担します。詳細は第1次試験合格発表時にホームページにてお知らせします。（受検期間は10月6日（火）～10月16日（金）を予定しています。）

また、身体検査で、次のいずれかに該当する人は不合格となります。

- ・ 色覚が強度異常である人
- ・ 1,000ヘルツでの検査結果をもとに算出した聴力デシベルが両耳とも30デシベル以上の人
- ・ その他職務遂行に支障があると判断された人

(2) 第1次試験の日時・場所

日時：令和2年9月27日（日）午前9時集合（学校事務職員Ⅱのみ、午前10時30分集合）

場所：北九州市立大学北方キャンパス（北九州市小倉南区北方四丁目2番1号）

(3) 第2次試験の日程

筆記試験等：令和2年10月11日（日）

口述試験：令和2年10月21日（水）～23日（金）のいずれか1日

※時間や場所等の詳細は第1次試験合格発表日にホームページに掲載します。

第1次試験注意事項（9月27日（日））

- ・ 受験の際は、HBの鉛筆、プラスチック消しゴム、鉛筆削り、時計（計時機能のもののみ）を持参してください。（教養試験、専門試験はマークシート方式です。シャープペンシルは使えません。）また、消防士を受験する人は、体操服と運動靴（室内用）も準備してください。
- ・ 消防士（航海・機関を含む）を受験する人で、体力検査・体力テストを一種目でも受験できない場合は失格となります。
- ・ 試験終了は、一般事務員、学校事務職員Ⅰが午前12時、消防士（航海・機関を含む）が午後2時30分（体力検査・テストの順番が最後の人）、一般技術員・保育士・作業療法士が午後3時の予定です。学校事務職員Ⅱの口述試験時間帯は、9月4日（金）にホームページに掲載します。
- ・ 一般事務員、学校事務職員Ⅰ以外を受験する人は午後にも試験がありますので、昼食を準備してください。

第1次試験合格者の決定等について

- ・ 第1次試験の総合成績により決定します。ただし、各試験の成績が一定基準に満たない場合は、不

合格となります。

- **合格発表は10月5日（月）**にホームページで行います。（合格通知の郵送は行いません。）
- 第2次試験の日時及び場所等は合格発表日にホームページに掲載します。

第2次試験注意事項

消防士（航海・機関）、保育士、作業療法士を受験する人は、10月11日（日）の第2次筆記試験の作文試験実施時に免許等の写し（免許等取得見込みの人については、学校の卒業（見込み）証明書等）を提出していただきます。

別表 専門試験の出題分野

試験区分		出題分野	
初級	一般 技術員	土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
		建築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工等
		電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術等
		機械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）、電子機械等
保育士		社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健等	
作業療法士		解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む）、臨床医学大要（人間発達学を含む）、作業療法等	

4 最終合格者の決定等

- 第1次試験と第2次試験の総合成績により決定します。ただし、各試験の成績が一定基準に満たない場合は、不合格となります。
- **合格発表は、11月上旬の発表日当日（第2次口述試験の際にお知らせします）の午前9時**にホームページで行います。
- 合格者には、発表日以降に合格通知を郵送します。

※暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）は最終合格者として決定されません。（最終合格者決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。）

5 採用試験結果の通知について

第1次試験、第2次試験の不合格者のうち、希望する人に対して、本人の試験結果（得点、総合順位）を本人宛に通知します。詳しくはホームページの「試験結果照会申出要領」をご覧ください。（合格発表時に、ホームページに同申出要領を掲載します。）

6 試験問題の例題公表について

試験問題の例題等をホームページに掲載します。掲載期間は令和2年7月22日（水）から令和3年度初級等採用試験の公告日の前日までです。

7 合格から採用まで

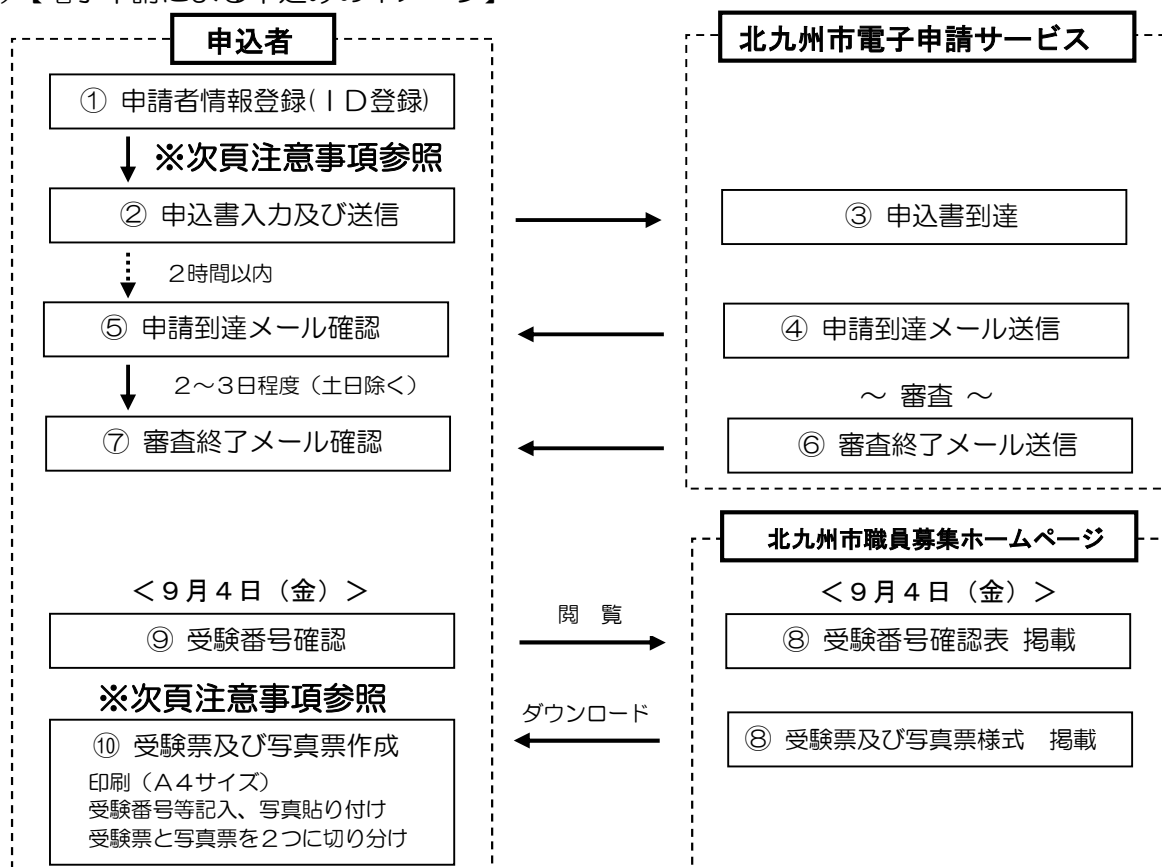
- （1）最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載し、各任命権者（市長、消防長、教育委員会）からの請求に応じて提示を行います。任命権者はその中から採用者を決定します。
- （2）採用は、原則として、令和3年4月以降となります。ただし、既卒者等については、それ以前に採用される場合があります。
- （3）免許等を必要とする試験区分の免許等取得見込みの人が、**受験資格に定める期間までに該当免許等を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除されます。**
- （4）日本国籍を有しない人で、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの人は、**令和3年3月31日までにその取得ができない場合には採用されません。**
- （5）消防士（航海・機関を含む）は採用後、6か月間程度消防学校に入校することとなります。

8 受験手続

(1) 電子申請による申込みの場合 《原則》

申込 受付期間	<p>8月3日（月）8時30分 から8月21日（金）15時まで ※受信有効</p> <p>申込みは、申込受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。申込受付期間最終日は回線混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。</p> <p>申込み（送信）後、2時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず人事委員会行政委員会事務局任用課（電話:093-582-3041）まで連絡してください。</p>
申込方法	<p>手続はホームページで確認してください。※携帯電話からの申込みは不可。</p>
注意事項	<p>パソコンの機種や動作環境等により電子申請が利用できない場合があります。（詳細は申込画面「北九州市電子申請・様式ダウンロード」左下の「動作環境について」を確認してください。）</p> <p>※受験票及び写真票はA4サイズで印刷する必要があります。自宅やコンビニ等での印刷が困難な方は、電子申請は利用できませんので、郵送による申込みをしてください。</p> <p>※市からの確認メールが、一部 Web メールでは迷惑メールに振り分けられることがあります。確認メールが届かない場合は迷惑メールフォルダを確認してください。メールアドレスやドメインの指定受信をしている人は、「@elg-front.jp」を拒否しないでください。</p> <p>※電子申請に伴う通信回線上的障害等によるトラブル、パソコンの故障等については一切責任を負いません。</p>
受験票 及び 写真票 (様式)	<p>「受験票及び写真票（様式）」と「受験番号確認表」を9月4日（金）午前9時にホームページに掲載します。</p> <p>「受験票及び写真票（様式）」はダウンロードして印刷し必要事項を記入の上、写真（縦4cm×横3cm）を貼り、第1次試験当日（9月27日（日））に必ず持参してください。写真が貼られていないと受験できません。</p> <p>※ 受験票と写真票は切り取り線に沿って2つに切り分けて持参してください。</p> <p>※ 試験当日に、写真票のみ回収します。</p> <p>※ 受験番号は、「受験番号確認表」で確認の上、記入してください。</p>

(参考)【電子申請による申込みのイメージ】



※電子申請に係る注意事項

- 「①申請者情報登録（ID登録）」を行っただけでは、申込みは完了しません。「②申込書入力及び送信」を行い必ず「⑦審査終了メール確認」で申込みが完了しているかを確認してください。また、「②申込書入力及び送信」は1人1回のみです。何度もしないようにしてください。
- 例年、誤った受験番号（他人の受験番号）で受験する人が見受けられます。誤った受験番号で受験すると失格となる場合もありますので、「受験番号確認表」で自分の受験番号をよく確認してください。
- 学校コードは、ホームページに掲載する「学校コード表」で確認してください。

(2) 郵送による申込みの場合

電子申請による申込みができない人のみ、下記手順で申込書を請求の上、提出してください。

<p>申込書 請求方法</p>	<p>申込書は下記の人事委員会事務局任用課で配付しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《申込書請求及び提出先》 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所庁舎西棟7階) 北九州市人事委員会行政委員会事務局任用課</p> </div> <p>なお、郵送で申込書を請求する場合は、封筒の表に「初級等採用試験申込書請求」と赤字で書き、140円切手を貼った宛先明記の角形2号の返信用封筒を同封して、上記請求先に郵送してください。 (採用パンフレットも送付希望の場合は210円切手を貼ってください。)</p> <p>郵送による申込書の請求期限：8月14日（金）まで ※消印有効</p> <p>※請求期限後の郵送による申込書の請求は受けません。 期限後に申込書が必要となった場合は、申込受付期間内に上記の人事委員会事務局任用課までお越しください。</p>
<p>申込受付期間</p>	<p>8月3日（月）から8月21日（金）まで ※消印有効</p> <p>(封筒の表に「受験申込」と赤字で書き、必ず簡易書留郵便としてください。)</p> <p>※簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。なお、簡易書留によらない場合の事故等については責任を負いません。</p>
<p>申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入の上、写真票に写真と受験票裏面に63円切手を貼って上記提出先に提出してください。 (申込書、受験票、写真票、職歴カードは切り取らずに提出してください。)</p> <p>また、学校事務職員Ⅱ区分を受験する人のみ、職歴カードも忘れずに記入し、提出してください。</p>
<p>受験票</p>	<p>受験番号を指定の上、9月4日（金）以降に発送します。 ※9月11日（金）までに受験票が届かない場合は、上記申込書提出先まで問い合わせてください。(電話：093-582-3041)</p>

9 申込書記入上の注意点

- 記入事項に虚偽又は不正があった場合、北九州市職員として採用される資格を失うことがあります。
- 電話番号は、必ず日常的に連絡のつく番号を記入**してください。
※申込内容等の確認のため、こちらからの連絡用に使用します。**連絡が取れずに確認ができなかった場合、受付を行わない場合もあります**ので、ご注意ください。
- 氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
※その他の注意点は、電子申請による申込みの場合は申込フォームの各欄、郵送による申込みの場合は申込書裏面等に記載していますので、そちらを参照してください。

以上の注意が守られていない場合、受付できないことがあります。
申込書に記入漏れ等がないか、よく確認して申込みをするようにしてください。

10 職歴記入方法（学校事務職員Ⅱ区分の人のみ）

学校事務職員Ⅱ区分を受験する人は、電子申請申込画面の職歴欄（郵送による申込みの場合は申込書裏の職歴カード）を記入してください。

職歴に関する要件は下記のとおりです。確認してから記入してください。

（要件を満たさない場合は職歴として通算できませんので、記入しないでください。）

〔職歴要件の詳細〕

民間企業等で正規職員等として継続して1年以上就業した期間が、当該試験年度の4月1日現在、通算して5年以上あること。

○民間企業等で正規職員等として

会社員（団体職員、常勤のパート及びアルバイトを含む）、公務員、自営業者及び青年海外協力隊等として、週あたり30時間以上の勤務実績があるものを対象とします。

○1年以上就業した期間

同一期間内に複数の職務に就業した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りです。

○通算して5年以上

1年未満の就業期間、休業期間については通算できません。

ただし、産休期間や育児休業期間等は就業期間として全て通算できます。

※最終合格後、確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

記載事項に虚偽又は不正がある場合は失格となることがあります。また、合格発表後、記載事項が証明できない場合は、合格を取り消すことがあります。

（参考）職歴記入例

職歴（今までの職歴のうち、1年以上継続して就業したものを最近のものから順に書いてください。）（令和2年4月1日現在）			
勤務先（所属部課まで）	職務内容	所在地	※2 職務経験期間
最終（現在） ※1 株式会社〇〇食品××課	企画	〇〇県 △△市	S・(H)・R 31年3月 ～ S・H・(R) 2年3月 [在職中]・退職 1年1月間
その前 ※1 株式会社〇〇食品◎◎課	営業	××県 ■市	S・(H)・R 30年1月 ～ S・(H)・R 31年2月 [転勤等]・退職 1年2月間
その前 株式会社●●××課	システム開発	◎◎県 ▲▲市	S・(H)・R 29年1月 ～ S・(H)・R 29年12月 [転勤等]・退職 1年 月間
その前 □□市役所△△課	公務員	□□県 ▽▽市	S・(H)・R 26年4月 ～ S・(H)・R 28年12月 [転勤等]・退職 2年9月間
その前			S・H・R 年 月 ～ S・H・R 年 月 [転勤等]・退職 年 月間
			① 合計職務経験期間 6年 月間

休業期間等 ※3

[病休]・[停職]	S・(H)・R 30年12月～S・(H)・R 31年1月	年 2月間
病休・[停職]	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月	年 月間
病休・[停職]	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月	年 月間
		② 合計休業期間 年 2月間

試験区分 学校事務職員Ⅱ	※受験番号
氏名	北 九 太 郎

※4 通算職務経験期間 (①－②)	5年10月間
----------------------	--------

※1 同一会社内で職務内容の異なる転属や転勤がある場合は、それぞれ別の欄に記入してください。記入欄に入りきらない場合は、直近の職歴を5つまで記入してください。

※2 週30時間未満の勤務実績や1年未満の就業期間のものは記入しないでください。

就職月と退職月が月の途中の場合、1月としてカウントしてください。（ただし、就業期間が11月と15日のもの等、就業期間自体が1年未満のものを、切り上げて1年とすることはできませんが、就業期間が11月を超え退職した翌月に、再度同一民間企業等に就職した場合は、通算して記入してください。）

同一期間内に複数の民間企業等で就業した場合は、いずれか一方のみを記入してください。産休期間や育児休業期間等については、全て就業期間としてカウントして構いません。

令和2年4月1日現在で在職中の場合、職務経験期間の終わりは「R2年3月」としてごさい。

※3 職務経験期間中の休業等のみを記入してください。

※4 「①合計職務経験期間」から「②合計休業期間」を除いた期間が「通算職務経験期間」となります。「通算職務経験期間」が5年未満となる場合は、受験資格がありません。

1.1 初任給等（令和2年4月現在）

試験区分	初任給（月額）
初級職種（一般事務員・一般技術員）	約159,000円
初級職種（消防士）※航海・機関含む	約170,000円
保育士、学校事務職員	約173,000円
作業療法士	約184,000円

※上記初任給は、給与改定等により変更となる場合があります。また、各人の学歴や職歴に応じて一定の基準により加算される場合があります。

※上記初任給のほか、それぞれの支給要件に応じ、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当等が支給されます。

1.2 勤務形態

(1) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（勤務場所により異なる場合があります。）

(2) 休日及び休暇

○ 休日：土、日、祝日、年末年始（勤務場所により異なる場合があります。）

○ 休暇：年次有給休暇は4月採用の場合20日です。

その他、忌引や産前産後、ボランティア等の特別休暇、子育てのために子どもが3歳に達するまで休業できる制度、小学校就学前まで勤務時間が短縮できる制度等があります。

※消防士の交替制勤務の例

暦日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
勤務 態様	当 務	非 番	週 休	当 務	非 番	日 勤	週 休	週 休	当 務	非 番	週 休	当 務	非 番	当 務	非 番	週 休	当 務	非 番	週 休	当 務	非 番

当務日：午前8時45分から翌日午前9時まで（実働15時間30分、休憩8時間45分）

日勤日：午前8時30分から午後5時15分まで（実働7時間45分、休憩60分）

1.3 その他

- 申込みができる試験区分は1つに限ります。（重複の申込みをした場合は失格となる場合があります。）
- 応募者数等によっては、予定の会場以外で試験を行う場合がありますので、必ず受験票で受験会場を確認してください。
- 試験は、人事委員会の指定した日時に受験していただくこととなります。指定日時の変更はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 1科目でも試験を受験しなかった場合は、その段階で辞退したものとして取り扱います。
- 消防士の体力検査及び体力テスト受験者については、損害保険加入のため保険会社に申込書記載の氏名等の個人情報を提供します。
- 自然災害等による試験日程変更等、緊急連絡については、ホームページ及び北九州市コールセンター（093-582-4894）でお知らせしますので、適宜ご確認ください。
- 車椅子を使用する人は、申込期間終了までに必ず、次頁の人事委員会行政委員会事務局任用課までご連絡ください。
- その他受験に際し、ご不明な点があれば、次頁の人事委員会行政委員会事務局任用課までお問合せください。

第1次試験会場

北九州市立大学北方キャンパス（北九州市小倉南区北方四丁目2番1号）

北九州モノレール競馬場前駅（徒歩約3分） JR小倉駅からモノレールで約15分

※自家用車での来場は固く禁じます。近隣の方のご迷惑となりますので、大学周辺の路上や店舗などへの駐車も絶対におやめください。
また、混雑や予期せぬ事故の原因にもなりますので、自家用車での送迎もご遠慮ください。

（参考）令和元年度 試験実施状況

試験区分		受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）	
初級	一般事務員	152	13	11.7	
	一般技術員	土木	21	10	2.1
		建築	6	3	2.0
		電気	5	2	2.5
		機械	5	1	5.0
	消防士	173	7	24.7	
	消防士(航海)	2	1	2.0	
	消防士(機関)	1	1	1.0	
	保育士	44	30	1.5	
	作業療法士	7	3	2.3	
学校事務職員Ⅰ	102	2	51.0		
学校事務職員Ⅱ	171	4	42.8		

※作業療法士は平成29年度の実施状況を掲載。

北九州市職員募集ホームページをご覧ください。

採用試験に関する各種案内、合格発表等は、全てこちらに掲載します。
（ <https://city-kitakyushu-saiyo.jp/> ）



北九州市人事委員会行政委員会事務局任用課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎西棟7階）
電話（093）582-3041

北九州市人事委員会公告第5号

令和2年度障害者を対象とする北九州市職員採用選考を実施するため、職員採用試験規則（昭和38年北九州市人事委員会規則第4号）第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月22日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

令和2年度

障害者を対象とする北九州市職員採用選考案内

令和2年7月22日
北九州市人事委員会

<第1次選考日・会場>

●一般事務員（上級・初級）9月20日(日)

会場 ウェルとばた(北九州市戸畑区汐井町1番6号)

●学校事務職員 9月27日(日)

会場 北九州市立大学北方キャンパス(北九州市小倉南区北方四丁目2番1号)

(注1) 一般事務員（上級・初級）と学校事務職員の選考日は異なります。

(注2) 受験資格を満たしていれば、「一般事務員（上級・初級）」と「学校事務職員」の双方を受験することができます。

(注3) 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、選考日程が変更になる可能性があります。

<申込受付期間>

【電子申請による申込み】

8月3日(月)～8月21日(金) (※受信有効)

午前8時30分

午後3時00分

【郵送による申込み】

8月3日(月)～8月21日(金) (※消印有効)

※「10 受験手続」をよく読んで申し込んでください。

北九州市職員募集ホームページをご覧ください。

採用選考に関する各種案内、合格発表等は、全てこちらに掲載します。

(<https://city-kitakyushu-saiyo.jp/>)



1 選考区分、採用予定数及び職務概要

選考区分	採用予定数	職務概要
一般事務員（上級）	8名程度	市長事務部局等における一般事務の職務
一般事務員（初級）		
学校事務職員	若干名	市内の小・中・特別支援学校における学校事務の職務

※採用予定数は変更になることがあります。

※職務概要は代表的な例であり、異なる職務に従事する場合があります。

2 受験資格

選考区分	受験資格	
	個別資格	共通資格
一般事務員（上級）	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人	①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている人 ②療育手帳又は知的障害者であることの判定書の交付を受けている人 ③精神保健福祉法第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
一般事務員（初級）	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	
学校事務職員	昭和50年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人	

※上表の共通資格の手帳等は第1次選考当日において有効期限内であることが必要です。

なお、有効期限内に更新手続きを行った人で、第1次選考日時点で更新が完了していない人については、受験を認める場合がありますので、人事委員会行政委員会事務局任用課（電話：093-582-3041）まで事前にお問合せください。

上表の受験資格と次の(1)、(2)の要件をすべて満たす人が受験できます。

(1) 次のいずれかに該当する人

- 日本国籍を有する人
- 出入国管理及び難民認定法による永住者（令和3年3月までに資格取得見込みの人を含む。）
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者（令和3年3月までに資格取得見込みの人を含む。）

(2) 次のいずれにも該当しない人

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。また、申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

3 選考の日時、場所及び合格者発表等

	選考区分	日 時	場 所	合格者発表
第1次 選考	一般事務員 (上級・初級)	令和2年 9月20日(日) 午前9時集合	ウェルとばた 北九州市戸畑区 汐井町1番6号	令和2年10月5日 (月)に合格者の受験番号をホームページに掲載します。 なお、第1次合格者には第2次選考の日時・場所等を記載した文書を郵送します。
	学校事務職員	令和2年 9月27日(日) 午前9時集合	北九州市立大学 北方キャンパス 北九州市小倉南区 北方四丁目2番1号	
第2次 選考	第1次合格者発表の際にお知らせします。			令和2年11月上旬に発表します。

※選考会場へのアクセスについては、各施設のホームページ等で確認してください。

※暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）は最終合格者として決定されません。なお、最終合格者決定にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。

4 選考の方法・配点・内容等

(1) 第1次選考（点字による受験ができます。）

選考区分	選考の方法・配点・内容
一般事務員 (上級)	教養試験：一般的知識（社会、人文、自然等）及び一般的知能【60点】（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について択一式による筆記試験を行います。30問出題し、全問必須解答です。＜2時間＞（大学卒業程度） 小論文：課題を与えます。＜1時間30分＞【40点】
一般事務員 (初級)	教養試験：一般的知識（社会、人文、自然等）及び一般的知能【60点】（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について択一式による筆記試験を行います。30問出題し、全問必須解答です。＜2時間＞（高校卒業程度） 作文：課題を与えます。＜1時間30分＞【40点】
学校事務職員	教養試験：一般的知識（社会、人文、自然等）及び一般的知能【60点】（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について択一式による筆記試験を行います。30問出題し、全問必須解答です。＜2時間＞（短大卒業程度） 作文：課題を与えます。＜1時間30分＞【40点】

※選考終了は午後2時10分の予定です。

※点字受験の場合は選考時間及び選考終了時間が異なります。

※選考問題については拡大文字（12ポイント程度）を使用します。

（この選考案内は、おおむね12ポイントの活字を使用しています。）

第1次選考注意事項（9月20日（日）・27日（日））

- 当日は、以下のものを持参してください。
 - ・受験票
 - ・写真票（電子申請で申込みを行った人のみ。）
 - ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は知的障害者であることの判定書（受験資格を確認できるもの）
 - ・筆記用具（鉛筆、プラスチック消しゴム、鉛筆削り）
 - ・時計（計時機能だけのものに限りです。）
 - ・昼食
- 駐車場について
9月20日のウェルとばた会場には、採用選考専用の駐車場は用意しておりません。
9月27日の北九州市立大学北方キャンパス会場では、特別の事情がある人は大学内の駐車場を利用できます。希望する人は、その旨を理由とともに申込書に記入してください。（大学での許可のない人の駐車場利用は、理由の如何を問わずお断りします。）
- 点字問題による受験を希望する人は、その旨を申込書に記入してください。
- 車イスを利用する人は、その旨を申込書に記入してください。
また、補装具等の持ち込みを希望する人は、申込書に具体的に記入してください。
- 介助等のための付添人の同伴を希望する人は、その旨を申込書に記入してください。
なお、付添人は特別な事情がある場合を除き1人とし、選考時間中は別室でお待ちください。
- 自然災害等による日程の変更等、緊急連絡については、北九州市コールセンター（093-582-4894）でお知らせしますので、適宜ご確認ください。
- 第1次合格者は第1次選考の総合成績により決定します。

（2）第2次選考（手話通訳による受験ができます。）

選考区分	選考の方法・配点・内容
全区分	<input type="checkbox"/> 口述試験：個別面接を行います。 【40点】

- ※面接の際、手話通訳による受験を希望する人は、その旨を申込書に記入してください。
- ※面接の際、受験者が登録している就労支援機関の職員等の同席が可能です。希望する人は、その旨を申込書に記入してください。
- ※最終合格者は第1次選考と第2次選考の総合成績により決定します。ただし、口述試験の成績が一定基準に満たない場合は、不合格となります。

5 採用

採用は原則として、令和3年4月1日以降となります。

日本国籍を有しない人で、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの人は、令和3年3月31日までにその取得ができない場合には採用されません。

6 給 与 (令和2年4月1日現在)

選考区分	初任給 (月額)
一般事務員 (上級)	約192,000円
一般事務員 (初級)	約159,000円
学校事務職員	約173,000円

※上記初任給は、給与改定等により変更となる場合があります。また、各人の学歴や職歴に応じて一定の基準により加算される場合があります。

※上記初任給の他、それぞれの支給要件に応じ、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

7 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員については、日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、北九州市では、日本国籍を有しない人は次の(1)に該当する職務及び(2)に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 公権力の行使に該当する職務について (係単位で定めます)

- ・市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる職務
- ・市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる職務
- ・市民に対し強制力をもって執行する職務

<代表的な職務の具体例>

- ・営業の停止命令、生活保護の決定、建築行為の許可、開発行為の規制等
- ・租税の賦課、国民健康保険料の賦課等
- ・租税の滞納整理、土地取得に伴う代執行、立入検査等

(2) 公の意思の形成への参画に該当する職について

北九州市副市長以下専決規程等に定める専決権を有する課長級以上の職及び市の基本施策の決定に携わる財政、人事、企画部門の係長級以上の職が該当します。

(3) 昇任について

「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任することができます。

8 採用選考結果の通知について

第1次選考、第2次選考の不合格者のうち、希望する人に対して、本人の選考結果(得点、総合順位)を本人宛に通知します。詳しくはホームページの「選考結果照会申出要領」をご覧ください。

※合格発表時に、ホームページに同申出要領を掲載します。

9 選考問題の例題公表について

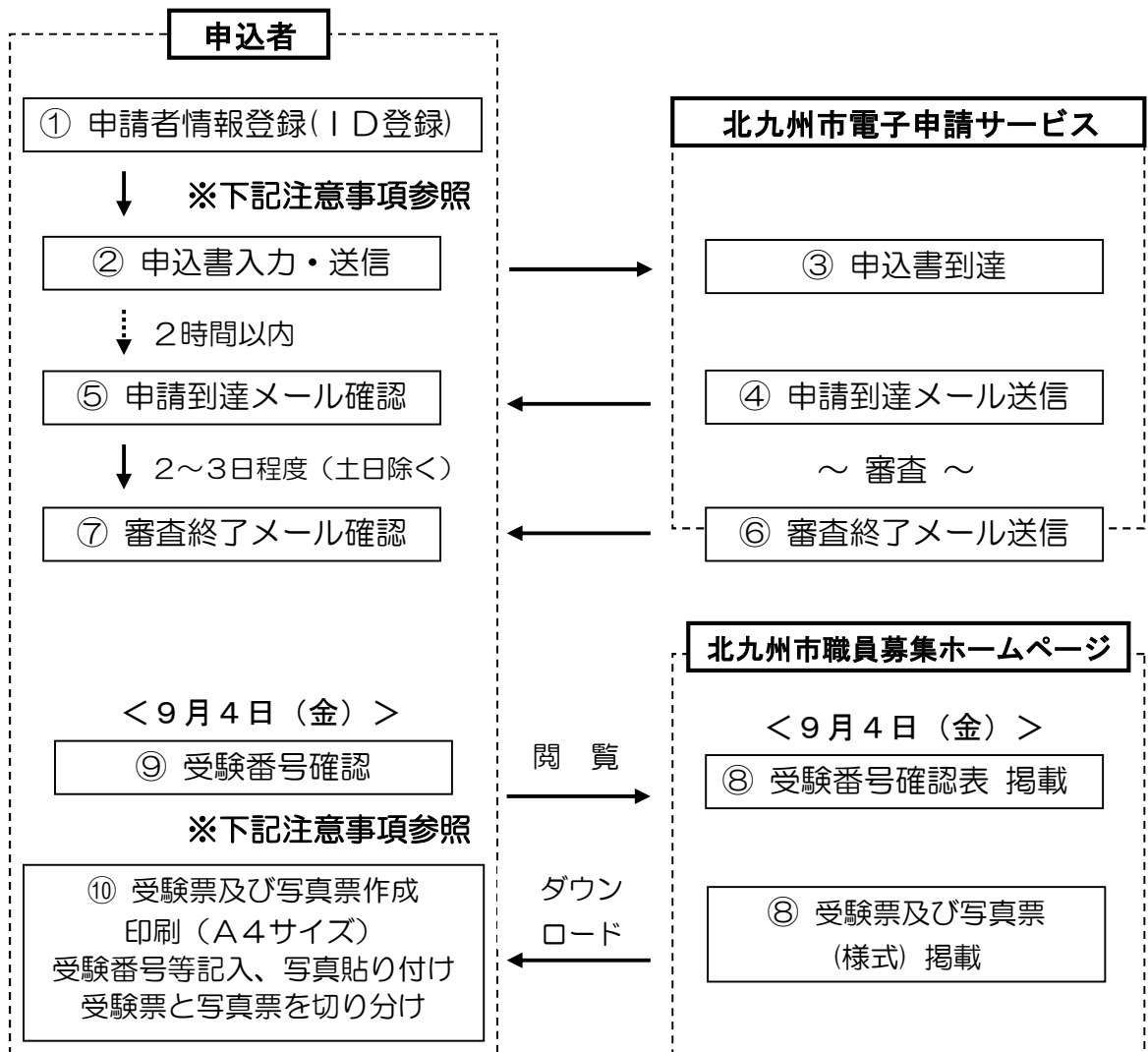
選考問題の例題等をホームページに掲載します。掲載期間は令和2年7月22日(水)から令和3年度障害者採用選考の公告日の前日までです。

10 受験手続

(1) 電子申請による申込みの場合

<p>申込 受付期間</p>	<p>8月 3日（月）午前8時30分 から 8月21日（金）午後3時00分 まで ※受信有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みは、申込受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。申込受付期間最終日は回線混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。 ・申込み（送信）後、2時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず人事委員会行政委員会事務局任用課（電話：093-582-3041）まで連絡してください。
<p>申込方法</p>	<p>手続きはホームページで確認してください。 ※携帯電話からは申込みできません。</p>
<p>注意事項</p>	<p>パソコンの機種や動作環境等により電子申請が利用できない場合があります。（詳細は申込画面「北九州市電子申請・様式ダウンロード」左下にある、「動作環境について」を確認してください。）</p> <p>※受験票及び写真票はA4サイズで印刷する必要があります。印刷できない人は、電子申請は利用できませんので、郵送による申込みをしてください。</p> <p>※市からの確認メールが、一部 Web メールでは迷惑メールに振り分けられることがあります。確認メールが届かない場合は迷惑メールフォルダを確認してください。メールアドレスやドメインの指定受信をしている人は、「@elg-front.jp」を拒否しないでください。</p> <p>※電子申請に伴う通信回線上の障害等によるトラブル、パソコンの故障などについては一切責任を負いません。</p>
<p>受験票 及び 写真票 (様式)</p>	<p>「受験票及び写真票（様式）」と「受験番号確認表」を9月4日（金）午前9時にホームページに掲載します。</p> <p>「受験票及び写真票（様式）」はダウンロードして印刷し、必要事項を記入の上、写真（縦4cm×横3cm）を貼り、第1次選考当日（9月20日（日）、又は9月27日（日））に必ず持参してください。写真が貼られていないと受験できません。</p> <p>受験票と写真票は切取り線に沿って2つに切り分けて持参してください。</p> <p>選考当日に、写真票のみ回収します。 受験番号は「受験番号確認表」で確認の上、記入してください。</p> <p>※一般事務員・学校事務職員の併願受験者で、9月20日（日）の選考日に写真票を提出した人については、9月27日（日）の選考の際に再度写真票を提出する必要はありません。</p>

【電子申請による申込みのイメージ】



※電子申請に係る注意事項

- 「①申請者情報登録(I D登録)」を行っただけでは、申込は完了しません。「②申込書入力・送信」を行い**必ず「⑦審査終了メール確認」で申込が完了しているか確認**してください。
- 例年、誤った受験番号(他人の受験番号)で受験する人が見受けられます。**誤った受験番号で受験すると失格となる場合もありますので、「受験番号確認表」で自分の受験番号をよく確認**してください。
- 申込時に記入する電話番号は、必ず日常的に連絡のつくものを記入してください。
※申込内容等の確認のため、こちらからの連絡用に使用します。**連絡が取れずに確認ができなかった場合、受付を行わない場合もあります**ので、ご注意ください。

(2) 郵送による申込みの場合

<p>申込書 請求方法</p>	<p>申込書は下記の人事委員会事務局任用課で配付しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>《申込書請求及び提出先》 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所庁舎西棟7階) 北九州市人事委員会行政委員会事務局任用課</p> </div> <p>なお、郵送で申込書を請求する場合は、封筒の表に「障害者採用 選考申込書請求」と赤字で書き、140円切手を貼った宛先明記の 角形2号の返信用封筒を同封して、上記請求先に郵送してください。 (採用パンフレットも送付希望の場合は210円切手を貼ってくだ さい。)</p> <p>郵送による申込書の請求期限：8月14日(金)まで ※消印有効 ※請求期限後の郵送による申込書の請求は受けません。 期限後に申込書が必要となった場合は、申込受付期間内に上記の 人事委員会事務局任用課までお越しください。</p>
<p>申込 受付期間</p>	<p>8月3日(月)から8月21日(金)まで ※消印有効 封筒の表に「受験申込」と赤字で書き、必ず簡易書留郵便としてく ださい。 ※簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。なお、 簡易書留によらない場合の事故等については責任を負いません。</p>
<p>申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要な事項を記入の上、写真票に写真と受験票裏面 に63円切手を貼って上記提出先に提出してください。 (受験票、写真票は切り取らずに提出してください。)</p>
<p>申込書 提出先</p>	<p>北九州市人事委員会行政委員会事務局任用課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所庁舎西棟7階)</p>
<p>受験票</p>	<p>受験番号を指定の上、9月4日(金)以降に発送します。 ※9月11日(金)までに受験票が届かない場合は、上記申込書提 出先(電話：093-582-3041)まで問い合わせてください。</p>

(3) その他

一般事務員と学校事務職員を併願する人は、申込の選考区分欄で「**3(併願)**」を
選択してください。

令和元年度 選考実施状況

選考区分	受験者数(人)	合格者人数(人)	倍率(倍)
一般事務員(上級)	55	7	7.9
一般事務員(初級)	9	1	9.0
学校事務職員	47	3	15.7

北九州市人事委員会行政委員会事務局任用課
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所庁舎西棟7階)
電話(093)582-3041

北九州市農業委員会告示第1号

北九州市農業委員会規則を次のように定める。

令和2年7月18日

北九州市農業委員会

会長 井手尾 秋 義

北九州市農業委員会規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織

第1節 委員会（第2条・第3条）

第2節 東部部会及び西部部会（第4条—第6条）

第3章 会議

第1節 総会（第7条—第18条）

第2節 部会会議（第19条・第20条）

第4章 公印（第21条）

第5章 事務局（第22条—第30条）

第6章 雑則（第31条・第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北九州市農業委員会（以下「委員会」という。）の組織、会議、公印、事務局等については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 組織

第1節 委員会

（会長の互選）

第2条 会長の互選は、委員会の委員（以下「委員」という。）の単記無記名投票により行い、投票の最多数を得た者を会長とする。ただし、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじでこれを定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議がないときは、同項の互選は、指名推選の方法により行うことができる。

3 会長が欠けたときは、速やかに第1項の互選を行わなければならない。

（副会長）

第3条 委員会に副会長1人を置く。

2 副会長は、委員が互選した者をもって充てる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

4 前条各項の規定は、第2項に規定する副会長の互選について準用する。

第2節 東部部会及び西部部会

(設置)

第4条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、委員会に北九州市農業委員会東部部会（以下「東部部会」という。）及び北九州市農業委員会西部部会（以下「西部部会」という。）を置く。

2 東部部会及び西部部会は、委員会の次に掲げる区域に係る事務で委員会から付託されたものを処理する。

(1) 東部部会 門司区、小倉北区及び小倉南区の区域

(2) 西部部会 若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区の区域

(部会の委員の互選)

第5条 東部部会及び西部部会の委員の互選は、法第27条第1項に規定する総会（以下「総会」という。）における単記無記名投票により行い、得票数の多い者から順次東部部会及び西部部会の委員に定める。ただし、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじでこれを定める。

2 第2条第2項の規定は、前項の互選について準用する。

(副部会長)

第6条 東部部会及び西部部会にそれぞれ副部会長2人以内を置く。

2 副部会長は、東部部会及び西部部会の委員のうちから総会で選任する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する。この場合において、副部会長が2人置かれているときは、あらかじめ定められた順序により部会長の職務を代理する。

第3章 会議

第1節 総会

(招集)

第7条 総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(通知及び公表)

第8条 会長は、総会を招集しようとするときは、総会の日時、場所、議案その他必要な事項を、文書をもって委員に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

2 前項の規定による通知及び公表は、総会の招集日の3日前までに行わなけ

ればならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(議長)

第9条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(審議事項)

第10条 総会は、第8条第1項の規定により通知した議案、第14条の規定により議案として審議する動議その他必要な事項(第13条第1項、第15条第1項及び第17条第3項第3号において「審議事項」という。)について審議するものとする。

(議席の決定)

第11条 委員の議席は、あらかじめ、くじで定める。

(開会等の宣告)

第12条 総会の開閉、休憩及び中止は、議長が宣告する。

(発言)

第13条 委員は、審議事項について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。法第17条第1項に規定する推進委員(次項、第17条第3項第5号及び第31条各項において「推進委員」という。)及び総会の同意又は要求により総会に出席した者(次項及び第17条第3項第5号において「出席者等」という。)が発言しようとするときも、同様とする。

3 委員、推進委員及び出席者等は、他の委員、推進委員及び出席者等の発言を妨げるような行為をしてはならない。

(動議)

第14条 動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議案として審議することができない。

(調査委員会)

第15条 総会は、審議事項に関し調査を要すると認めるときは、調査委員会を設置し、これに当該調査を付託することができる。

2 調査委員会は、会長及び会長が指名する委員若干名をもって構成する。

3 調査委員会は、第1項の調査の結果を総会に報告しなければならない。

4 調査委員会は、総会が必要と認める期間、存続する。

(議決)

第16条 議長は、議決をしようとするときは、議決に係る議案を宣告しなければならない。

2 前項の規定による宣告の際に議席にいない委員は、議決に加わることがで

きない。

- 3 議決の方法は、起立又は挙手による。ただし、議長が必要と認めたとき、又は出席委員の3分の1以上から要求があったときは、投票によることができる。

(議事録)

第17条 議事録には、議長及び議長が指名した2人以上の出席委員が署名しなければならない。

- 2 議事録は、事務局に備え付ける方法により公表する。

- 3 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 出席した委員及び欠席した委員の氏名

(3) 審議事項及び審議の内容

(4) 動議及びその提出者の氏名

(5) 出席した推進委員及び出席者等の氏名

(6) 出席した職員（法第26条第1項の職員をいう。以下同じ。）の氏名

(7) 前各号に掲げるもののほか、議長の指示する事項

(傍聴)

第18条 傍聴人は、定められた場所以外の場所において傍聴してはならない。

- 2 議長は、凶器その他危険なものを所持していると認められる者、酒気を帯びていると認められる者その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者に対し、傍聴を拒否することができる。

- 3 議長は、会議の進行を妨げる行為をした傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

第2節 部会会議

(招集)

第19条 東部部会及び西部部会の会議（次条及び第23条第4号において「部会会議」という。）は、それぞれの部会長が必要と認めたときに招集する。

。

(準用)

第20条 第8条から第18条までの規定は、部会会議について準用する。

第4章 公印

第21条 公印の名称、書体、寸法、使途、ひな型及び公印保管者は、別表のとおりとする。

- 2 事務局長は、公印台帳（第1号様式）を備え、公印の新調、改刻又は廃止を行ったときは、必要な事項を記載し、整理しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、公印の保管、使用等については、北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）の例による。

第5章 事務局

（事務局の設置）

第22条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

（所掌事務）

第23条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 委員会の庶務に関すること。
- (2) 委員会の予算及び経理に関すること。
- (3) 総会に関すること。
- (4) 部会会議に関すること。
- (5) 農地移動の適正化及びあっせん事業に関すること。
- (6) 農業者年金事業の業務に関すること。
- (7) 農地等の権利の移動及び転用の制限に関すること。
- (8) 農地等の利用関係の調整に関すること。
- (9) 農地等の紛争の和解の仲介に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法第6条第1項から第3項までに規定する委員会の所掌事務に関すること。

（職員）

第24条 事務局に職員を置く。

- 2 職員の職名及び職種名については、北九州市職員の職名等に関する規則（昭和38年北九州市規則第16号）の例による。

（事務局長等）

第25条 事務局に事務局長及び次長を置く。

- 2 特に必要があるときは、事務局に担当係長及び事務局付を置く。

（職務）

第26条 事務局長及び次長は、上司の命を受け、第23条各号に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 事務局付は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 4 事務局長が欠けたとき、又は事故があるときは、次長又は事務局長があらかじめ指定する担当係長がその職務を代理する。

(給与課長等に補助執行させる事務)

第27条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、職員の給与及び職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童手当(第29条第6号から第8号までにおいて「児童手当」という。)に関する事務は、総務局人事部給与課長(以下この条、次条各号列記以外の部分及び第29条各号列記以外の部分において「給与課長」という。)及び給与課長が指定する総務局人事部給与課の職員に補助執行させる。

(事務局長の専決事項)

第28条 事務局長は、次の事項(次条各号に規定する給与課長の専決事項に該当するものを除く。)について専決することができる。ただし、重要な事項又は異例と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 職員の服務に関すること。
- (2) 定例又は軽易な通知、照会、回答等に関すること。
- (3) 農業者であることの証明に関すること。
- (4) その他前3号に準ずる事項に関すること。

(給与課長の専決事項)

第29条 給与課長は、次の事項について専決することができる。

- (1) 職員の異動に伴う給料決定に関すること。
- (2) 職員の昇給に関すること。
- (3) 給料の支給に関すること。
- (4) 職員の手当の認定及び支給(支給の一時差止めを除く。)に関すること。
- (5) 職員の退職手当の裁定及び支給(支給の制限及び差止めを除く。)に関すること。
- (6) 職員に係る児童手当の受給資格及び額の認定並びに支払に関すること。
- (7) 職員の給与及び職員に係る児童手当に関する事務に係る定例又は軽易な通知、照会、回答等に関すること。
- (8) 職員の給与及び職員に係る児童手当に関する事務に係る各種証明に関すること。

(その他の事務の処理)

第30条 この章に定めるもののほか、職員の服務、給与等については、市長事務部局の例による。

2 この章に定めるもののほか、事務局の事務処理については、北九州市文書管理規則(平成14年北九州市規則第26号)等の例による。

第6章 雑則

(身分を示す証明書)

第31条 法第35条第2項に規定する立入調査をする委員、推進委員又は職員の身分を示す証明書は、第2号様式のとおりとする。

2 委員、推進委員又は職員は、その身分を失ったときは、前項の証明書を直ちに委員会に返納しなければならない。







(委任)

第32条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織、会議、公印、事務局等について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第21条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	ひな型	公印保管者
北九州市農業委員会印	れい書	方24	一般公文書用		事務局長
北九州市農業委員会会長印	れい書	方24	一般公文書用		事務局長
北九州市農業委員会会長職務代理者印	れい書	方24	一般公文書用		事務局長
東部部会専用北九州市農業委員会会長印	れい書	方21	農業委員会会長名をもつてする東部部会における一般公文書用		事務局長
西部部会専用北九州市農業委員会会長印	れい書	方21	農業委員会会長名をもつてする西部部会における一般公文書用		事務局長
北九州市農業委員会事務局長印	れい書	方21	一般公文書用		事務局長

第 1 号様式（第 2 1 条関係）

印影	新調年月日	改刻年月日	廃止年月日	備考

第2号様式（第31条関係）

（表面）

No. _____	5.5 センチメ ートル
身分証明書	
氏名	
生年月日	
上記の者は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
北九州市農業委員会 印	
9センチメートル	

（裏面）

農業委員会等に関する法律（抜粋）
第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 略
4 略